

区分	基本料金 (2か月につき)		超過料金 (超過水量1m <sup>3</sup> につき)		
	基本水量	基本料金	12m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> まで	40m <sup>3</sup> を超え 60m <sup>3</sup> まで	60m <sup>3</sup> を超え
一般用	12m <sup>3</sup>	2,200円	210円	160円	140円

今年4月1日から下水道使用料が次のように改正されます。

## 今年4月1日 下水道使用料が 変わります

### ○主な改正点

- ・基本料金が、1,800円から2,200円に
- ・超過料金が、  
12m<sup>3</sup>を超え40m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>につき160円から210円に  
40m<sup>3</sup>を超え60m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>につき120円から160円に  
60m<sup>3</sup>を超え1m<sup>3</sup>につき100円から140円に

### 料金計算例(2か月で24m<sup>3</sup>使用の場合)

○旧料金での算定	
基本料金	1,800円
超過料金	160円×12m <sup>3</sup> =1,920円
合計	3,720円

  

○新料金での算定	
基本料金	2,200円
超過料金	210円×12m <sup>3</sup> =2,520円
合計	4,720円

このたびの料金改正の理由は次のとおりです。  
現在の下水道使用料は、平成16年10月に新町合併時に統一制定しました。下水道特別会計(農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計を含む)は、一般会計から多額の繰入をして収支を保っています。  
下水道は、処理区域内の方しか利用することができません。そのため、利用できる一部の方のために、一般会計から多額の繰入をすることは、負担の公平を欠くことになりません。なお、下水道特別会計は独立採算制(下水道特別会計の中で収支を調節すること)が原則ですが、現在、施設建設中もあり、大幅な改定は、住民生活に

及ぼす影響が極めて大きいと思われるので、改定幅は最小限に止めました。

### ○料金改正の時期

料金等改正の時期は、平成20年4月1日からとなりますので、6月期(2月～3月分まで)の料金については、旧料金で算定されます。

### ○下水道使用料の納付方法

下水道使用料は、2か月ごとに納めていただきます。(水道料の翌月が納期です。)

【例】10月・11月分の使用料は、水道料が1月、下水道使用料は、2月です。

①自主納付：納付書で、役場(総合支所・出張所)または町指定の金融機関でお支払いをお願いします。

②口座振替：町内の取扱金融機関で手続きをすると、預金口座から自動的に納付することができ

※以前から水道料を口座振替にされている方も、下水道使用料は改めて手続きが必要です。

### ■手続きに必要なもの

預金通帳、届出印  
口座振替依頼書記入の際は、次のことにご注意ください。

◎東和片添、安下庄地区は、公共下水道使用料を○で囲む

◎戸田、日良居、沖浦および和田地区は、農業集落排水使用料を○で囲む

◎浮島地区は、漁業集落排水使用料を○で囲む

下水道使用料等のお支払いは、納め忘れがなく便利な口座振替をお勧めします。

### ■問い合わせ

上下水道課 管理班  
☎79-1011

### 柳井地域広域水道企業団 からのお知らせ

9月以降まとまった降雨がありません。

水も限りある大事な資源です。水を大切に使いましょう。

